

| | | | | | |
|----|-----|----|----|------|-----|
| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|--|-----|----------|
| 予算特別委員会会議録 (4) (令和2年2定) | | | |
| 日 時 | 令和2年 6月22日 (月) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 閉 会 | 午後 4時17分 |
| 場 所 | 第2委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 中村(誠吾)委員長、山田副委員長、横尾・酒井・秋元・松岩・ 中村(吉宏)・佐々木・川畑各委員 | | |
| 説 明 員 | 市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、 医療業務担当部長 ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・医療保険両部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席) | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div> | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、面野委員が佐々木委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、高木委員が中村吉宏委員に、高野委員が川畑委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

○横尾委員

◎太陽光発電所建設用地に係る職員の処分について

まず、太陽光発電所建設用地に係る職員の処分についてということで、6月13日の読売新聞、6月14日の北海道新聞に、太陽光発電施設の建設をめぐる市有地の売却に関わった職員の処分について掲載がありました。この処分の主な理由と事案の概要についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

塩谷1丁目及び最上2丁目の旧市有地の売買に係る職員の措置についての概要でございますが、まず、平成30年6月及び同年10月の土地売買契約自体は適正に行われておりまして、それ自体に問題はございませんでした。しかし、売却した最上2丁目の旧市有地を結果的に買い戻したという状況を考えると、問題は30年4月、塩谷1丁目の旧市有地に対する買受申込書が提出され、同年6月までの売買契約締結までの期間において、太陽光発電所の建設反対の意見があった際に、その対応を事業者任せ、市としての対応に慎重さが不足していたことなど、配慮を欠いた対応が要因の一つであったと考えられ、この間、反対意見にも市として耳を傾け、配慮した対応を行っていれば状況が好転していた可能性も考えられることなどから、本件にて措置された職員が職責を果たしていたとは言えず、再び同じ問題が生じないよう、口頭注意が妥当であると判断し、措置したものでございます。

○横尾委員

令和2年第1回定例会におきまして、最上2丁目の土地について、基本的な考え方として、市として適切な手続で市有地を売却したという見解でいいのかと確認させていただきました。その際、市有地の売却に関しましては、一般競争入札において適正に執行され、契約されたものとの答弁を頂きましたけれども、この記事と私の質問との違いというか、何が問題だったのか。

私は、売却に関する入札の手続だけのことを聞いていたわけではないのですけれども、今のお話だと、最上2丁目の買い戻した件を考えると、という話だったのですが、最上2丁目の土地の部分も入っているということでもよろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

売買自体は適正に行われていたと。それで、今回の場合、どこが問題になっているかというところ、結果的に、最上2丁目の旧市有地を買い戻したといいますか、買い戻せた。そういう状況を考えると、塩谷の土地はどうして戻らなかった、買い戻せなかったのかというところに立つというふうを考えております。

それについて、今答弁させていただいた内容において、適切な措置や処理がされていなかったといいますか、配慮を欠いた対応が要因の一つであったというふうには考えられております。

○横尾委員

ということは、塩谷の件が主な原因となったということによろしいでしょうか。

○(総務)職員課長

そのとおりでございます。

○横尾委員

それを踏まえて今度、ではどういうことをするのかということで、小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインが令和2年3月に策定されたのですけれども、この部分の配慮を欠かないためにもということなのか、住民説明会の開催時期について、「土地取得前に住民説明会を開催することが望ましい。」という記載がされているのを確認しました。

結局、土地取得前に住民説明会を開催するのが望ましいということですが、土地の売却前に特定の事業者が住民に対して説明会を開催することは問題ないのでしょうか。

○(財政)契約管財課長

昨年も御説明したとおり、土地の入札前に事業者が説明会を行いますと、その事業者がもう落札者であるかのような誤解を招くため、それについてはやめていただきたいということを昨年も申し上げまして、今回もそのとおりでございます。

○横尾委員

入札前にはできないということで、では、入札後で売却前ということは何の期間でやるのでしょうか。

○(財政)契約管財課長

ガイドラインに記載されている土地取得前とは、土地の所有権が移転する前のこととなります。具体的には入札成立後、7日以内に契約を締結することになっておりますが、その後、購入代金を支払う30日間がございますので、その間に開催することと考えております。

○横尾委員

そうすると、購入代金を支払う30日の間に住民説明会まで持っていくということが必要になる。それが今後、必要な配慮というような形になるのでしょうか。

○(財政)契約管財課長

はい。その間に説明会等を開催していただきたいと考えてございます。具体的に実際昨年、太陽光事業において、岩見沢市で似たような件がございましたが、入札成立後に契約を辞退するという事例もございました。

○横尾委員

住民説明会をすぐに関けるかという点、なかなかそこも住民との話し合いが必要だということで、かなりハードルが高いのかというふうには捉えました。

こういった業務で配慮に欠けるという部分で、少し曖昧な感じがあるのですけれども、この業務に限らず、今後、職員が行う事務への影響だとか、同様の事例を起さないための対策などはどのようになっているか、分かればお聞かせください。

○(総務)職員課長

まず、再発防止策というようなことだと思いますけれども、特に本件の後に通知等を行ったわけではないのですが、どのような業務にも共通すると思うのですけれども、まず、職員が市民、住民の声にきちんと耳を傾けること。そして、速やかで適切な措置を行っていくことに尽きるのではないかとこのように考えております。

○横尾委員

なかなか日々の業務で忙しい中、細かいところまで気をつけなければならないという部分では、これができれば仕事の精度も上がるのかと思うのですけれども、なかなかハードルが高いと感じましたので、この件に触れさせて

いただきました。

◎災害備蓄品について

次に、災害備蓄品についてお伺いします。災害備蓄品の段ボールベッドですが、段ボールベッドは東日本大震災のときに避難所での有用性が確認されまして、その後、必要不可欠な支援物資になったというお話を聞いております。小樽市の現在の備蓄状況をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

本市の段ボールベッドの備蓄でございますが、135台分を備蓄しております。

○横尾委員

次に、感染症対策を含めた避難所マニュアルの見直しも進められているかと思えます。段ボールベッドは持ち運びも便利であることに加え、直接床に寝るのと比べて高さがあり高齢者も寝起きをしやすいことや、また、飛沫がほこりに付着して床に滞留することによる感染リスクの増加にも、ベッドの高さがあることで感染予防にもなるという効果を期待されておりますが、感染症対策としての段ボールベッドの備蓄について、どのような見解をお持ちですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

まず、北海道版避難所マニュアルの改正がありまして、そこには、寒さ対策として段ボールベッドが有効であるという記載がございます。特に感染症対策の部分については記載がありませんが、今、委員がおっしゃったように、避難者等の衛生管理の面では有効性があるものと考えております。

○横尾委員

段ボールベッドを備蓄されてはいるとは思いますが、結構かさばると考えております。段ボールベッドの備蓄ですが、流通備蓄とよく言われるのですけれども、流通備蓄ではなくて、かさばるのにあえて備蓄とした理由をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

本市としましては、備蓄をしている段ボールベッドについて、高齢者など避難生活が長くなるに従って具合が悪くなる方のために、最低限の段ボールベッドの備蓄を進めているところでございます。しかし、寒さ対策や感染症対策などのことも今後検討を進めなければならないと考えておまして、今後は協定による物資の支援も視野に入れて計画を進めてまいりたいと考えております。

○横尾委員

この協定ですが、よくあるのは他市の状況ということですが、他市ではどのようなになっているか、分かればお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

小樽市以外の道内人口10万人以上の8都市に状況を確認しましたところ、6都市で備蓄品と協定の二重の備蓄をしているということで、1都市が備蓄と他社からの借入れで災害に備えているということ、そして、残りの1都市が協定のみという結果でございました。

○横尾委員

協定を結んだときには、段ボールベッドのほかに何か段ボール製品を供給するという内容はあったでしょうか。お聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

段ボールベッド以外の協定ということですが、それ以外という幅が広いものですから、段ボール製の間仕切りについてお聞きしましたところ、8都市のうち3都市で協定を結んでいるということが判明しました。

○横尾委員

感染予防対策としての間仕切りにも使えるようなものだというふうに思っております。

この段ボールベッドの特徴として、やはり納期がもともと短いというのがあって、流通備蓄に適しているのかと。聞いたところによると、着手から3日ぐらいで、段ボールベッドを発注し完成させて送れるというような話もありました。また、輸送費はやはり大きく、かさむので、近ければ近いほどやはり便利で輸送費も低くなるということがあります。

そこで最近では、令和元年12月に石狩市が、小樽市銭函4丁目にある株式会社トーモク札幌工場と協定を締結したことを確認しております。小樽市内にある業者ですけれども、そのような協定のお話をされたことはあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

小樽市内の企業とこういう交渉をしたかということですが、現在しておりません。

○横尾委員

このように感染症対策もありますし、寒さ対策もあります。また、市内でこうしてやっているところが、石狩湾新港区域内内だと思いますので石狩市が先に手を挙げていると思うのですが、小樽市の事業者でもありますので、ぜひ具体的に様々な検討をし、進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、乳児用液体ミルクの備蓄についてです。何度も質問させていただいており、流通備蓄を考えているとのことでしたが、もう一度確認なのですが、備蓄を想定した際の必要数量をどのように考えているかをお示しください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

必要数量でございますけれども、平成30年2月に北海道から公表されました、28年度北海道地震被害想定調査結果によりますと、本市における避難者数は約6,000人ということになっております。本市の現時点の人口は約11万3,500人でございますので、人口の約5%が被害者になるという想定でございます。

これを基に、乳児用液体ミルクが必要となる子供の年齢を試算いたしますと、多く見積もりまして、ゼロ歳から2歳未満と想定し、昨年11月時点で2歳未満の乳児がおよそ1,464人おりましたのでこれの5%、約75人が避難者というふうになります。これに対しまして、1日に1人4缶、3日分を備蓄するというふうに想定いたしますと、最大で900缶というような試算になります。

○横尾委員

そこで確認ですが、これを流通備蓄で考えているというふうなお話でしたが、協定先の事業所では、この数量を常に保有されているのでしょうか。

また、要請してから供給されるまでどのくらいの時間がかかるのでしょうか。分かればお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

協定先の民間事業者でございますが、日常的に取扱いがあるというふうには聞いておりますけれども、申し訳ございませんが、在庫数量などは確認できておりません。

協定では、協議の上で必要な物資をその都度指定できるというふうになってございまして、乳児用液体ミルクの供給ができない場合は、粉ミルクなどの代替品を提供していただくということになると考えております。

○横尾委員

要請してから供給の時間はどのぐらいというのは分かりますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

申し訳ございません。そちらの部分も確認できておりません。

○横尾委員

ほかの方法についてですけれども、以前の答弁では、25度以下の常温保存が望ましいという見解でした。この条件は、その後の答弁によると、学校などの避難所でもクリアできるという見解でよろしかったでしょうか。確認をお願いします。

○（総務）災害対策室進藤主幹

この乳児用液体ミルクの保管の問題につきまして、およそ25度以下の常温で保存することが望ましいというふうにされておきまして、私どもといたしましては、乳児に対しての食材は体に入るものという観点から、ある程度の温度や湿度なども考慮する必要があるのではないかと考えているというふうに令和元年第4回定例会におきまして答弁させていただいております。

現時点におきましても、乳児用液体ミルクは備蓄の保管状態に特に留意する必要があるものであるというふうに認識を持っているところではございます。

○横尾委員

その後の予算特別委員会で、JIS規格によっては5度から35度までのものというような発言もありました。一時的な温度の低温、高温は範疇内というようなお話もありましたけれども、それを踏まえてでも常温保存はできないという考え方なのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

当時インターネットの情報などを基にし私どもが調査した範囲では、25度以下が望ましいという記事が確認できておりましたので、その旨答弁をさせていただきました。その次に、予算特別委員会で、日本工業規格のJIS規格では、常温では5度から35度という幅があるというように分かりましたので、この温度環境の範囲内で備蓄しているというところもあったというふうな答弁はしたのかと思います。

私どもといたしましても、25度以下の常温保存を原則としながらも、ある程度幅を持った、許容範囲がある可能性があるということは認識しているところでございます。

○横尾委員

繰り返しになりますけれども、学校などの避難所では保管できると考えてよろしいでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

一瞬といいますか、一時的な低温や高温につきましては、5度から35度の常温という範囲を超えたとしても、ある程度許容できる可能性はあるのではないかとというふうには考えております。

○横尾委員

次に、保管場所についてです。備蓄するとしての想定ですが、市役所は考えていないとのことでしたけれども、保管場所の確保はできるが備蓄を考えていないということでしょうか。それとも市役所内に保管場所を確保できないということなのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

保管場所に関してでございますけれども、防災備蓄品は、基本的には学校等の各避難所に分散して配置するというようにしておりますが、例えば今回の900缶を63か所に分散して配置となりますと、1か所当たり12缶から14缶と、結構かさばることになります。

現在でも、避難所によっては、これ以上の備蓄スペースの確保は難しいというような現場の意見も頂いているところでございますので、まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止関連の備蓄品をこれから増やしていかなければならない方向であると思っておりますので、なかなか分散して各避難所に配置するのは難しいというふうに考えております。

そして、仮に備蓄する場合でございますけれども、市役所の中にはなかなかそういうまとまったスペースはござ

いませんが、温度管理につきまして、さらなる調査・研究をした上で、その後の話ということになりますけれども、場所につきましては、閉校となった小学校のうち、引き続き避難場所として活用できるような場所、二、三か所に集中して置くというようなことも考えられるというふうに思っております。

○横尾委員

14缶くらいだったら冷蔵庫でも入るのかなどと違ってしまったりする部分もあり、どの場所がないのか分からない部分はあります。

以前からずっと言ってきているのですが、結局粉ミルクを使う場合には、水を使ったりだとかお湯を沸かしたりだとか大変手間がかかってしまい、哺乳瓶は必要ですが、乳児用液体ミルクだとすぐに飲ませることができません。ライフラインが断絶した場合でも使える乳児の栄養という部分では、母乳が取れない方、人工のミルクを飲まれている方には必要なものかと思っておりますので、そこら辺を少し考えていただきたいと思うのです。

保管できる場所としては、水道局の「小樽の水」の販売も終了するということでしたので、その後の場所なども使えるのか。水を保管していた場所ですので、そういった保管状態は守れるというふうに考えています。備蓄を必要とするものと、流通備蓄で対応するものとのメリハリをつけていただきたい。やはり流通だと、そこに持ってくるまで時間がかかったりします。乳児の栄養として、それが2日、3日待てるのかという部分もありますので、ぜひ乳児用液体ミルクを備蓄してほしいと私は訴えるのですが、その見解をお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

住民の皆さんの多くのニーズに合わせて、災害用として備蓄できれば一番いいというふうには理解しております。ただ、備蓄品の数や種類、また、費用面でも様々な保管のスペースの面でも限りがございますので、私どもといたしましては、備蓄品を考慮する上で、まず、より大きな必要性があるものについては現物で備蓄しておいて、それ以外のものにつきましては、流通備蓄で備えることを基本に考えるとともに、自助の範疇、自ら準備していただく避難所にお越しいただくというような備えを呼びかけさせていただいているところでございます。

今回のこの考えを原則といたしまして、御自分で御用意いただくということをまず考え、不足する部分を流通備蓄で補足していきたいというふうに考えているところでございます。

○横尾委員

またこれからも質問させていただきたいと思います。

◎道路占用の許可基準について

次に、道路占用の許可基準について、国土交通省から、テラス営業の条件緩和の制度ということで、道路占用の許可基準等が緩和されたとお知らせがありました。具体的に内容をお示ください。

○（建設）用地管理課長

まず、取組内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む、沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和するものでございます。

次に、緊急措置のポイントですが、まず内容として、1点目は新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること。2点目は「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること。3点目はテイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること。4点目は施設付近の清掃等に御協力いただけることとなっております。

次に、主体は、地方公共団体又は関係団体による一括占有となっております。

次に、場所は道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所となっております。

次に、占有料は減免となっております。これは条件付きでございますけれども、条件として、施設付近の清掃等に御協力いただける場合となっております。

次に、占用期間は令和2年11月30日までとなっております。

○横尾委員

では、中身をお聞きしたいと思いますけれども、主体の地方公共団体又は関係団体による一括占用とは、具体的にどのようなものか説明してください。

○（建設）用地管理課長

地方公共団体は小樽市となり、担当といたしましては商業労政課や観光振興室などが考えられるところでございます。関係団体は、地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体となっているところでございます。

○横尾委員

次に場所ですけれども、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所というのは具体的にどのような場所になりますか。

○（建設）用地管理課長

歩道上においては、交通量の多い場所は3.5メートル以上、その他の場所は2メートル以上の歩行空間の確保が必要でございます。沿道店舗前の道路、車道部でございますけれども、こちらにも設置可能となっております。

○横尾委員

では、占用料免除と書いているのですけれども、この制度を活用する際の道路占用料は減免されるということによろしいですか。

○（建設）用地管理課長

施設付近の清掃等に御協力いただける場合は、減免ということで対応させていただきます。

○横尾委員

店の3密を防ぐということで、店の前の歩道などでということになると思うのですけれども、営業ができるかどうか、テイクアウトができることになると思うのですが、小樽市内の歩道で許可基準に当てはまる場所がありますか。

○（建設）用地管理課長

小樽市道の歩道の幅員は3メートル前後の歩道が多く、さらに点字ブロックが設置されている場所では、点字ブロックを利用する方の幅、点字ブロックの端から60センチメートル、全体の幅として120センチメートル必要となっていることを考慮いたしますと、利用できる場所は少ないものと思います。道路部分は路肩の幅員等の関係もございまして、個別の協議が必要と考えられます。

○横尾委員

市道の範疇ではなかなか限られるということかもしれませんが、国土交通省の資料を見ますと、沿道以外の店舗も対象となるような記載がありました。様々な道路というか歩道で広いところがあったりもするのですけれども、例えば竜宮橋の奥にある北海製罐小樽工場第3倉庫の向かい辺りのトイレがあるところで、若干広がっているようなところも歩道だと聞いておりますが、こういった広い歩道など、国も北海道もこれをやるということでしたけれども、どこでも設置可能ということになるのでしょうか、お示してください。

○（建設）用地管理課長

団体単位での申請になりますので、主体場所及び主な条件を満たすことで申請していただくことは可能でございます。ただし、団体による申請が必要であること、個々の店舗の取扱いについては、申請者側にて調整していただきますので、沿道以外の店舗も設置可能となる場合もございまして、先ほどお示しいたきました運河の散策路等は北海道の管理なものですから、こちらで判断するのは難しいというふうに考えております。

○横尾委員

この緊急措置の導入について、団体からこのようにテラスとして使いたいというようなことがあった場合の市の対応について見解をお示してください。

○（建設）用地管理課長

小樽市といたしましても、申請主体、場所及び主な条件を満たすのであれば、許可していきたいという考えを持っております。

また、周知につきましては、担当課とも調整を図っていきたいと考えているところでございます。

○横尾委員

ぜひ、この趣旨は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店を支援するための緊急措置でもありますので、なるべく市としても協力できるような体制で行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○秋元委員

◎G I G Aスクール構想について

それでは、G I G Aスクール構想について2点だけ質問させていただきます。

1点目は、現在学校にあるパソコンなのですが、オンライン授業に対応できる部分で、どのぐらいまで対応できるのかが一つ。あと、家庭でのオンライン授業を行うためにどういう整備を想定しているのか。例えば、回線工事やモバイルWi-Fiなど、その辺の考え方についてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

まず、学校にあるパソコンはどこまで対応しているかでございますが、現在、パソコン教室では1学級の児童・生徒分を整備してございます。家庭環境での活用、持ち帰りについては想定しておらず、パソコン教室での授業用に想定しているところでございます。

続きまして、どのような設備を検討しているかでございますけれども、本答弁で教育長から説明させていただいた部分もありますが、外部へのインターネット環境整備や、情報セキュリティーなどのアクセス制限などの設定というものを想定してございますけれども、文部科学省が家庭学習のための通信機器整備支援事業として、モバイルルーターやWi-Fiルーター、USB型のLTEデータ通信機器というものを挙げてございますので、こういった部分につきましては、財政面を考慮しながら、必要に応じて整備を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

今の家庭でのオンライン授業の件だったのでございますけれども、モバイルWi-Fiの機器や、あとUSBの、いわゆるドングルレシーバーというものだと思うのですが、そのどちらか一方にするのか、それとも場合によって使い分けるのか、その辺の考え方は現段階でありますか。

○（教育）施設管理課長

現段階で、国がその2種類を支援事業として打ち出してございますので、そのどちらも含めまして、必要に応じて整備を検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

先ほど事前にもお話しさせてもらったのですが、ドングルレシーバーだと結構管理が、紛失したり壊したりすることも想定されるということもありますので、その辺も含めてぜひ一番よい形で検討していただきたいというふうに思います。

◎被災者支援システムについて

それでは次に被災者支援システムについてです。まず、今回の特別定額給付金の給付事業で、被災者支援システムの利用について質問したのですが、そのときに、答弁ではシステムのバージョンアップ時にこれまでは動作確認を行ってきたということなのですが、まず、どういう動作確認をされてきたのか説明をお願いします。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

動作確認についてですが、まずは、システムのログインの確認を行います。その後、次に出てきました総合メニューの中から被災者支援システムを選択。被災者台帳に我々が勝手に被災者の情報を打ち込みまして、次に、管理帳票発行メニューの画面に移りまして、新規登録を行った被災者情報が被災者台帳に反映されているかどうかの確認等を行っているところでございます。

○秋元委員

それで、このシステムにつきましてはデモサイトも用意されていると思うのですが、このデモサイトは利用されたことはありますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

デモサイトの利用ですけれども、委員がどの程度の御利用という部分でお聞きされているか、今、私は分かりかねますが、デモサイトには小樽市の団体コードを入力しまして、地方公共団体情報システム機構から頂いているキーワードを入れますと、これはまだバージョン7.0ですけれども、デモサイトに入りまして、先ほど言いましたシステム情報をバージョンアップしたときの確認方法などを入力して、反映されているかどうかの確認はしております。

○秋元委員

現在はバージョン7.01でしたか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在は平成31年4月25日に配信されましたバージョン9.01となっております。

○秋元委員

それで今回質問して、このシステムを利用することによるメリット、デメリットに対する市としての認識として、どういうふうに考えていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

メリット、デメリットに対する認識につきまして、まず、メリットとしましては、こちらは大規模な災害が発生した場合に、一気に被災者台帳の抽出や罹災証明書の発行手続などが行えるということが大きなメリットかと考えております。

ただ、数件程度の小さな被害で、罹災証明書も数件程度の災害でございましたら、ワード等で作っております我々の様式に直接入力したほうが、このシステムを利用するよりは業務が早く終わるというふうに認識しているところでございます。

○秋元委員

それがデメリットというのかよく分からないですけれども、それで、システムの実働的な運用面で課題があるという今回の答弁だったのですが、どういう課題がありますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

課題としましては、この被災者支援システムの機能を全て把握、活用するというふうになりますと、まず、住民基本台帳や建物情報などをある一種のサーバーに入れまして、それを専用端末を設けるなどのオンライン化をするようなことが必要となります。セキュリティの関係から、そういった専用のパソコンを全て構築することが現在、一番の課題かと感じているところでございます。

○秋元委員

例えばそのパソコンやサーバーなどを用意する費用は幾らぐらいだと試算されていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

大変申し訳ございません。現在、その試算はしていない状況でございます。

○秋元委員

例えば現段階で、被災者支援システムに代わるようなシステムは小樽市に存在しているのでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

これに代わるようなシステムはございません。

○秋元委員

現在、500 を超える自治体でこのシステムを導入済みであるそうですがけれども、一番問題だと言われているのが災害発生時にシステムが立ち上がったとしても、職員の方がまずその機能を理解していないことから、能力を十分に発揮できずに支援が行き渡らないことが発生したということもあるそうです。

その上で重要なのが、日頃からの運用訓練が必要になってくると思うのですがけれども、今後、平時からの訓練を行う考えというのはありますでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

今、委員がおっしゃったように、私も独自に道内の市町村に確認したところ、やはりシステムは導入しているけれども、なかなか活用ができていないということをお聞きしております。操作方法をまず皆さんが知っていかなければならないということも我々も認識しておりますので、今後こういった操作方法や入力情報を入れること、まずはそういうところから、操作方法を含めた訓練を行っていきたいと考えております。

○秋元委員

先ほど伺ったとおり、現段階で、このシステムに代わるものは小樽市にはないということで、改めてこのシステムの重要性を訴えたいと思うのですがけれども、これは阪神・淡路大震災のときに西宮市が中心になって構築したシステムで、一番はやはり無償だということなのです。これが全国に広がって行って、やはり一番活用されているのは災害が多い地域なのです。そういうことを考えると、ぜひ小樽市での活用も進めていただきたいと思います。

そして、また別な観点から今回、防災アプリの導入について伺ったのですがけれども、防災アプリや防災行政無線の機能を利用した登録制メールは、例えば今回のような、新型コロナウイルス感染症の市内における感染情報が少ないという市民の声に答えられるのではないかと。そして、その対策としての提案としてお話しさせていただいたのですがけれども、そういう理解があったということによろしいですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

本会議における議員の提案については、我々もそういった部分だということは認識しております。

○秋元委員

それで、防災アプリの導入については進めるということだったのですが、私の質問は、防災アプリの機能を活用して、新型コロナウイルス感染症の情報を発信してみてもどうかという趣旨だったのです。北海道はたしか35市あって、この防災アプリを導入していないのが10市なのです。そのうちの一つが小樽市なわけでありまして、ぜひ活用していただきたいと思うのですがけれども、改めてこの防災アプリを使って、例えば北海道において、新型コロナウイルス感染症の第3波、第4波なども起きたときに、そういう情報も市として発信するという考えでよろしいでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

まず導入につきましては、今、進めているところでございます。ただ、その活用方法や情報の発信などについては現在検討中なので、新型コロナウイルス関連の情報をこれから第2波、第3波が来たときに送れるかどうかというのは今後の課題としていきたいと思っております。

○秋元委員

現在検討中ということですがけれども、既に災害協定を結ぶと防災アプリで新型コロナウイルス感染症の情報が今年の2月から発信できるようになっているのですが、そういう状況があったとしても検討しなければならないとい

う、何が問題でそこを検討しなければならないのですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

確かに情報配信の多重化というものは大変重要なことと認識しており、そういった部分も流せるということも理解しているところではございます。ただ、いわゆる、いろいろなツールをお持ちの市民の方、住民の方にとって、これが果たして現在必要なものなのかどうかという、新型コロナウイルス感染症防止対策の部分についても、これは必要で、これは流さなくてもいいのではないかというような線引きのようなものを今後していきたいというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

よく分かりませんが、最後に1点だけ。

登録制メールのお話もさせていただきました。消防庁が災害情報伝達手段の整備等に関する手引きを平成31年に策定しているのですが、その中で登録制メールの活用について記載されていました。「登録制メールは、住民が普段から接している携帯電話・スマートフォンを媒体とした情報伝達手段である。端末を住民が予め所有しているという前提であるため、自治体側の費用負担は大幅に抑えることができる。なお、普段から防災以外の情報を配信することもできるため、自治体側でそれぞれ適していると思われるコンテンツの選定を行うことが望ましい。」ということでありまして、住民のニーズ等を合わせることにより、利用者、登録者数も増えることが見込まれるということでありまして、自治体が必要に応じ独自で判断することができるのです。

本質問でもしましたけれども、例えば先ほど答弁いただいたように、市民の方もあらゆるツールを持っているのです。例えばスマートフォンをお持ちの方もいる、ガラケーを持っている方もいらっしゃる、あとは、両方とも持っていないで、新聞やテレビなどを中心に情報に触れることがある市民の方がいるかもしれませんけれども、それを選ぶのは市民の側であって、小樽市が、例えばヤフーの防災メールは使ったほうがいいか、使わないほうがいいかというより、ある意味、情報伝達ツールは多いほうがよくて、そこを必要な人が、では私はスマートフォンで防災アプリをダウンロードして使う、または、スマートフォンを持っていない人は、普通のガラケーで登録制メールに登録をして、災害情報ではなくて、新型コロナウイルス感染症の情報を受け取る。こういうふうに判断するようなことができるということで、私は今回提案させていただいたのです。先ほど言ったとおり、災害情報伝達手段の整備等に関する手引きの中でも、各自自治体でそこを選ぶことができると言われていたのに、小樽市がほかの自治体より少し遅れているのではないかと感じるのです。

今回の議会の中でも、いろいろな議員の皆さんのお話、質問を聞いていると、やはり他市と比較してとか、他市の状況を調査してというような答えが多々聞かれるのですけれども、もちろん調査するのは大事なのです。でも、小樽として、やはり市民のために独自に決断をしてやらなければならない事業などがあるのではないかとというふうに思うのですけれども、最後に、その1点を伺って終わります。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今の委員の御意見も含めまして、また対応していきたいと思っています。

判断の部分については、今、委員もおっしゃっているように、他都市の情報というのはあくまで参考でありまして、それを参考にして、小樽市独自の考え方を示していきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎地域型日本遺産について

まず、最初に地域型日本遺産についてお伺いをします。

小樽市が初めて単独で申請した地域型日本遺産、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」について伺います。

このタイミングになってしまいました。文化庁より不認定の連絡があったとのこと。日本遺産は、今回で新規の認定は終了となります。最後のチャンスだったのです。大変残念なことでした。非常に多くの皆さんが関係し、そして、御尽力いただきました。残念な結果とはいえ、市民の皆様方の結集した力、これこそがここにある民の力であろうというふうに思いました。これで終わりということではないということは、市長からも何度も答弁を頂いております。

今回の結果を検証しつつ、小樽の大事な遺産を保存・活用し、まちの未来を育てていく道をさらに探っていくことになると思います。そこで、まず市長に伺いたいのですが、今回の不認定の報に接して、なかなかまとまる時間はないと思いますけれども、現時点の見解、感想を伺いたいと思います。

○市長

ただいまの地域型日本遺産不認定の見解、感想ということでお尋ねがございましたけれども、私もまさに佐々木委員と全く同じでして、大変残念な結果になったという思いと、もう一つは、この間、大変多くの方々に支えられてきたということで、改めて関係者の皆様には感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。

ただ、この間、認定に向けまして、構成文化財を活用していくという、こういった市民の皆さんの意識が醸成されたということ間違いはないというふうに思っておりますし、小樽市歴史文化基本構想も完成したということは事実として残ったのではないかとこのように思っております。

いつも申し上げておりますけれども、歴史、文化というのは小樽にとっては強みでありますし、私自身、この歴史と文化を生かしたまちづくりの推進というのは公約に掲げてもありますので、選定には漏れましたが、歴史や文化を生かしたまちづくりというのはしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、既に北前船寄港地と炭鉄港の二つの日本遺産の選定は頂いておりますけれども、これに加えて、地域型の構成文化財も活用したまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

続いて、担当課にお聞きしますけれども、文化庁からの不認定の連絡の際、ほかに何か伝えられたことはあったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

文化庁より、6月19日11時30分に、日本遺産の申請結果について公表されております。文化庁担当者に不認定理由について質問をさせていただきました。内容としましては、日本遺産審査委員会のコメントとしまして、地域ビジョンやこれを実現するための事業はよく書けていると思うと評価されている内容がある一方で、日本遺産としての特徴や新規性に欠けるといった意見が出されたというふうに聞いております。

○佐々木委員

これも聞かざるを得ないのですけれども、今回の不認定の原因はどの辺にあると思いますか。現段階で答えられる範囲で構いませんので御回答ください。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

日本遺産の認定と不認定につきましては、文化庁に設置する外部有識者で構成されております日本遺産審査委員

会の審査結果を踏まえまして、文化庁が決定しているところでございます。日本遺産審査委員会の審査状況におきましては公表されておられませんので、コロナ禍によってヒアリングの実施もされなかったという状況でもございまして、不認定の原因を特定することは困難であるというふうにご検討しているところでございます。

○佐々木委員

原因が分からないから分からないで済ませていると、また同じ失敗を繰り返し、結局その次につながらないということになるのかと思います。

私はあえて言わせていただきますけれども、やはり原因の一つとして、申請のタイミングが遅れたことにより、最終年の1回限りの申請になってしまったこと。それから、小樽を含んでシリアル型の認定が二つになったけれども、何とかシリアル型の認定より一つでも先んじることができれば違ったのではないかとというふうには思います。

例えば、今回認定された根室管内4市町の「「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～」。これは3回目の申請だそうです。申請のたびに駄目出しをもらい、よりよいものにブラッシュアップしていったというふうにお聞きをしています。

このような手順を踏めなかったこと。それから、小樽はもう二つあるからいいでしょうと、ほかのところに回してあげようと、そういう気分も何かマイナスに働いてしまったのではないかとというふうに思いますが、この点についてはいかがですか。

○市長

しっかりとその原因を分析していかなければいけないと思うのですが、一つ私が感じているのは、この日本遺産の制度というのが、平成27年からスタートしたわけなのですが、当時の小樽市には、歴史文化基本構想がなかったわけです。それをつくっていくために時間を要するというので、スタートダッシュが切れなかったわけです。当初は、申請に及び腰だったのは間違いなく事実としてあったわけですから、文化庁が、この日本遺産をスタートさせるというときに、小樽がそれと併せてスタートダッシュを切れていれば、今、佐々木委員がおっしゃっており、結果として違ったものになったのではないかとというふうに思うこともございます。

○佐々木委員

市長、ありがとうございます。

私も最初に、この日本遺産申請を目指そうという提案をさせていただいたときからスタートを切っていくという、少し遅れたスタートでしたから、なかなか難しい部分はきっとあったし、担当の方やほかの方々も一生懸命最善を尽くしてくれたとは思いますが、やはり何とかそこにたどり着く方法があったかと、全くなかったわけではないというふうにご検討しておりますので、この点については言わせていただきました。今後につなげていただければというふうに思います。

ところで、小樽市日本遺産推進協議会に頑張ってくださいました。今回の情報をどのように伝え、今後どのような活動を予定しているのかをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

小樽市日本遺産推進協議会の報告につきましては、6月19日の公表後に、まずは電話で結果を伝えているところでございますが、今後、書面でも通知する予定でございます。

また、今後の活動におきましては、小樽市日本遺産推進協議会は、地域型日本遺産認定後における文化庁の補助事業者というふうな位置づけでご検討しておりましたので、今後、国の支援メニューを活用しながら、文化庁に申請した地域文化財総合活用推進事業を進めるに当たり、日本遺産の補助金申請と同様のスキームであるという場合には活動を進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

この協議会で、今回、日本遺産の申請書作りに関わった皆さんというのは、本当に、小樽の歴史文化に関わる頭

脳を集めた皆さんですから、多分この後、こういう同じような事業を進めていくときにはまたお世話になる皆さんだと思いますので、くれぐれも今回のことが次につながるよう、そういう取組にしていっていただければと思います。

ところで、今後の検証作業はこれで終わりということではないと思います。やはり先ほども申し上げましたとおり、反省などが次につながると思いますので、検証作業をどのように行うのか。そして、その報告はどのようにされるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

先ほども述べましたが、日本遺産審査委員会の審査状況については公表されておられませんので、なかなか検証するという部分では難しいのかというふうに考えております。しかしながら、国の支援メニューを活用して、文化庁に申請した地域文化財総合活用推進事業の実施の検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

検討ではなくて、検証はどうかということだったのですけれども、これについて、今のお話だと、その理由が向こうから来ないから、分からないからしないというふうに取れるのですが、こちらできちんと、先ほどから私が言っているようなことを含めて内部的な検証をできることはあるのではないかと思います、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

現時点での状況ではございますが、今年度の日本遺産におきましては69件の申請がございまして、21件の認定を受けているところでございます。内訳としましては、新規申請27件のうち7件が認定をされまして、継続申請におきましては、42件の申請のうち14件の認定と把握をしているところでございます。おおむね新規申請におきましては4分の1程度であり、継続申請におきましては3分の1の件数が日本遺産の認定を受けているという状況でございまして、最終的に不認定になった理由であるなどの部分については把握できませんけれども、新規申請と継続申請での認定における差はそれほど大きな違いがなかったのかというふうな部分では把握しているところでございます。

○佐々木委員

ここでこの数字を聞いてもしようがないのですよね。そういうことを言いたいのではなくて、そういうのも含めて検証をどうするのですかということをお聞きしたかったのです。その数字を言えば、本当に私も言いたいことがたくさんありますので言いませんけれども、いかがですか。

○市長

正直、我々もこの後どうしていいかというのは悩ましいところではあるのですけれども、今回、この地域型の日本遺産の申請に当たりましては、駒木特別顧問をはじめ、専門家の方々の御意見を頂きながら進めさせていただきましたので、今後の検証につきましても、そういった専門家の方々の御意見も頂きながら、次の対策も講じていきたいというふうに思っているところでございます。

○佐々木委員

まさにそういう御尽力いただいた方々の御意見等を参考にして、検証も進めていただければというふうに思います。

この内容そのものについては、小樽の歴史文化に新たな民の力という視点で捉え直した、非常に労作となっています。不認定になったからといって、このまま忘れられていいものではないというのは市長も先ほどおっしゃっていたとおりに思いますけれども、このストーリーと、それからこの中に載っていました地域活性化計画。今後、どういうふうに生かしていくのかを具体的にもう少し、これは以前もお聞きしているのですけれども、今回の結果を受けて、国からの日本遺産としての予算の裏づけがないという中で進めていただくということでしたが、何か方

策を考えていらっしゃるのか。また、国等から新たな日本遺産に代わる事業等の情報はないのかどうか、その辺をまとめてお答えいただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

文化庁の地域文化財総合活用推進事業というものがございまして、これを活用できるのではないかというふうに考えております。しかしながら、今年度の募集につきましては既に終了しておりますので、次年度も公募があるのか現段階では分かりませんが、そのほかに観光庁の補助メニューも活用できないか考えているところでございます。

日本遺産については、今後、日本遺産全体の底上げを図って、ブランドを維持・強化していくというような具体的な方策を検討するというふうに文化庁から聞いておりますので、日本遺産に代わる事業の情報については、現段階では、そのほか聞いているところではございません。

○佐々木委員

引き続き情報収集に当たっていただければと思います。

二つお願いがあります。一つ目は、今後、市教委、新幹線・まちづくり推進室、それから産業港湾部観光振興室の日本遺産担当、せっかくこれをきっかけに連動しているいろいろな活用事業をされていくという形ができたわけですから、今後もこの三者の連動、そして、活用事業の実施、これらについて進めていっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

今回の不認定の結果を受けまして、教育委員会と連携して立ち上げております歴史を生かしたまちづくり庁内検討会議の中で、文化庁に地域型日本遺産申請時に提出をしました地域文化財総合活用推進事業につきましては、国の支援メニューを活用しながら、その進め方についても含めて、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

もう一つです。歴史・文化活用の市のスタンスをやはり再確認していただきたいというふうに思うのです。あくまでもしっかりとした研究、保存の上に成り立つのが大事だと思うのです。そうでなければ、活用ということにはつながっていかない。やはりそういう保存と活用のバランス、そういうものを考えていただきたいということや、観光振興室、観光施策の中で、歴史文化遺産の位置づけを見失わないでいただきたいというふうに思いますが、最後に見解をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

第二次小樽市観光基本計画では、小樽観光の目指すべき姿としまして、小樽独自の歴史や文化に裏打ちされた奥深さこそがホンモノの小樽である、ということを経営の柱に据えるということを明記しているところでございます。

また、第7次小樽市総合計画におきましては、地域特性を生かした歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築が小樽の魅力を深める取組として明記をしているところでございます。

この目指すべき姿を実現して、小樽の魅力を観光客の皆様へ訴求するためには、歴史的建造物を含めた小樽文化遺産を磨き上げる必要があるというふうに考えておりますので、そのように考えているところでございます。

○佐々木委員

ぜひよろしくをお願いします。

◎サイクル・ツーリズムについて

続けて、代表質問でも質問させていただきましたサイクル・ツーリズムについて、もう少し話をさせてください。

今回の質問で、市の認識としては、新型コロナウイルス感染症の影響で市民のライフスタイルが変化し、Eバイクをはじめとする自転車の活用に可能性があるという認識をしていただいたということは非常にうれしかったので

すけれども、ところが、相変わらず本市は坂道が多く、道路も狭隘で安全面での懸念があると。言ってしまうと、旧態依然とした思い込みから脱していないという部分がありまして、残念でした。

そこでもう少し聞きますけれども、昨年以降の進捗の答弁の中にあつた、第8回自転車利用環境向上会議 in 北海道・札幌について、これは私も2日間参加させていただいたので内容については理解していますけれども、もう一つ挙げていただきました観光協会が出席されたという、札幌市で開催されたサイクル・ツーリズムに関する会議については、残念ながら情報がありません。参加された方、その内容と、参加しての感想についてお聞かせ願えますか。

○産業港湾部長

昨年度、本市から派遣され、観光協会の専務理事でありました私も出席しておりますので、私からお答えさせていただきます。

まず、会議の名称ですけれども、昨年7月10日に開催されました、第15回サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会という会議であります。事務局である北海道商工会議所連合会から小樽観光協会に御案内がありまして、観光協会としてもアクティビティへの取組が重要だということも感じていたものですから、参加したところであります。

会議は50人前後という結構多めのメンバーで会議が開催されておりまして、内容としては、その会の前年度の事業報告と決算、当該年度の計画と予算づけみたいな形の議論のほか、意見交換が主な内容でありましたけれども、報告と計画の両方になりますが、その会の情報提供としてのホームページや冊子の作成のほか、埼玉県で開催されています埼玉サイクルエキスポの出店が行われておりまして、そういった議論、あと、平成30年度は総務省の事業を活用して、台湾へのプロモーションの事業も参加されておりまして、そういった部分の報告もされておりました。

あと、次に感想としては、連絡会の資料や意見交換の内容とも被る部分にはなりませんけれども、バスツアーは点と点だが、サイクリングは線であるみたいな発言もありまして、そういった言葉が印象的でもありました。北海道は多様な景観がある広い土地でございますので、サイクル・ツーリズムには好条件がそろっているというところも感じましたし、実際に剣淵町や駒ヶ岳周辺などでは、〇〇ライドという名称をつけられたイベントも開催されておりまして、地域によっては、そういった展開も盛り上がっているというふうにも感じさせていただきました。

一方で、その連絡会で作成しております、北海道9エリア16コースを紹介する冊子がありますけれども、その冊子では、本市が含まれている道央エリアのコース紹介では、札幌間は交通量が多く、自信のない方は輪行ということで、公共交通機関とかで自転車を運ぶことを言っておりまして、それがお勧めだというふうに記載されております。

また、意見交換の中でも、サイクル関係の事業を進めるためには、安全な道の提供が重要だ。でも、北海道は進んでいない地域もあるという部分の意見もございまして、北海道のサイクル・ツーリズムに可能性を感じたというところもございまして、やはり観光客への安全・安心の提供の重要性を感じたところでございます。

○佐々木委員

参加された方の直接のお話が聞けてよかったです。

自転車活用推進計画の策定について、ニーズを見極めた上での判断との御答弁を頂きましたけれども、その内容についてお考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室津川主幹

自転車活用推進計画の策定について、ニーズの見極めの考え方につきましては、当該計画の策定に当たっては、各道路管理者や各種交通事業者、警察をはじめ、自転車関係団体、一般市民を含めました協議会を開催し、御意見を頂くとともに、市民アンケートを実施することになります。このため、本会議におきましてもお答えしまたとおり、かなりの期間、そして、費用も要すると考えられますことから、市内における自転車利用状況の増加や市民意識の高まりなどが見られたときには、策定の必要性についても考えていきたいと思っております。

○佐々木委員

高まりが見られないとやらないということですね。

サイクルラックの設置などについてもニーズの把握に努めながらとのことでした。こちらのニーズの把握というのはどのようにするのかと思ひましてお聞きします。

以前も提案した札幌圏でのアンケート調査、市や観光協会、事業者などの共催によるモニターツーリングというのを考えられるのですけれども、そういうものの実施等についてはいかがでしょうか。また、サイクルラック設置の現時点での何か情報等がありましたらお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

サイクルラックの設置につきましては、宿泊施設や観光客が多く訪れる観光施設、また、観光案内所等からサイクリストの状況を伺ひまして、必要な場所や数量、費用などについて検証してまいりたいと考えておりました。

また、市民の皆さんや事業者など、様々な立場の方が参加されるサイクルモニターツアーというのが今後開催される予定であるという情報もお伺ひしておりますので、安全対策の面も含めまして情報収集をさせていただきながら、それぞれの立場からの御意見も参考にさせていただきたいと考えております。

また、現時点でのサイクルラックのことですけれども、今、第3号ふ頭の再整備の意見交換を行っているのですが、この中でも必要な機能の一つとして挙げられているところでもあります。

○佐々木委員

サイクルラックそのものは、ただ鉄管を組むだけですので非常にシンプルなものです。赤井川村の道の駅にもありました。石狩のほうにもあります。ないのは小樽だけです。

だから、こういうものをほんの1か所でもどこかに試験的に置いてみることによって、そこでまた入ってくる市外からの情報もあると思いますので、第3号ふ頭だけと言わず、近々に、そういうようなことも少し試していただけないかというふうにお願いをします。

観光協会をはじめ、観光事業者ともサイクル・ツーリズムについての情報を共有するとのことでしたけれども、その情報は主にどこから、こういった内容の情報なのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

情報の共有につきましては、道や国の自転車活用関係の会議に出席するなどにより情報収集に努めまして、自転車活用の利点及び課題について、多角的な視点に基づきまして、市でも関係する部署がありましたら、ぜひ情報を共有してまいりたいと考えておりますし、また、観光協会の誘致促進委員会、こういうところにも情報提供をしまして、サイクル・ツーリズムの誘客の可能性ですとか、利点や課題も含めまして、共に機能してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

先ほど部長から、札幌間が危ないみたいな話があり、そういうパンフレットを私も実際に見ました。

ただ、札幌間は危ないということですが、私も自転車で何度も往復していますが、本州の道から比べると、相当幅広い路側帯、それから歩道の幅も広い、そういうところがあります。狭隘で危険とおっしゃいますけれども、本州のサイクル・ツーリズムを進めているところの道は、もっともっと細くて狭隘で危険なところもあります。そのところでも実施している。方法を工夫したり、標識や標示を工夫してやっているのです。それは工夫次第だし、そういうものを設置したりするという対策をきちんと取っていけば何とかかなると思うのですけれども、そういう多くのまちは全国にありますので、そういうところがどういふふうに進めているのかというようなことについて、それらを情報収集の中に入れてやっていただきたいということを最後にお願ひいたしますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

狭い道の危険性についてですが、地域により自転車の活用状況ですとか、危険な度合いなど、事情が異なること

は多くあると思いますが、北海道や国にも相談しながら、安全対策についての他都市の事例、こういうものの情報収集を併せて行ってまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時38分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎新型コロナウイルス感染症対策の緊急施策要望について

まず、自由民主党からの新型コロナウイルス感染症対策の緊急施策要望について伺います。

5月28日に、我が党から市長宛に手交させていただきまして、内容等は我々も実施状況を精査しておりますが、おおむねいろいろ対策をしていただいたり、これから検討していただいたり、そういう状況にあるかと思えます。

その中で、少し様子が見られない1点をお伺いしたいのですけれども、緊急事態宣言を受けまして、小・中学校のみならず、大学や高校も一時休業に入りまして、また、小樽市には今、医療系の専門学校が4校あり、看護系が3校、歯科系が1校あると思えます。小樽歯科衛生士専門学校から上がってきている要望ですけれども、オンラインの授業等の準備、Wi-Fiの環境整備等に費用を要すると。また、非常に感染リスクの高い業態のため、これから学生の募集等、非常に運営状況が厳しくなるかもしれないことから、市にもぜひ支援をお願いしたいと、こういう趣旨の要望を頂いているわけです。これについて、まず専門学校へのこうした支援体制について、何か予定しているものがあるか伺います。

○（保健所）保健総務課長

小樽市内にごございます看護専門学校、歯科衛生士専門学校など4校への支援につきましては、これからどういう支援ができるのか検討していきたいというところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、オンライン授業等、各大学あるいは学校で進めているところです。市内の小・中学校もいろいろとパソコンを導入してというお話もありますけれども、こういったものへの補助メニューも今検討中ということなので、今後出てくるものを注視しますが、しっかり御対応いただければと思います。

◎新型コロナウイルス感染者の治療対応について

次の質問ですが、新型コロナウイルス感染者の治療対応について伺います。

まず、今、国内では、私が認識している中で、レムデシビル、それから医薬品についてアビガンという薬が挙げられておりまして、これが一つ治療対象になるかと。レムデシビルについては5月7日に厚生労働省が承認をしているところですが、こういった薬剤について、治療のために小樽市立病院等、感染症指定医療機関に備蓄があるのか伺います。

○（病院）事務課長

アビガン及びレムデシビルについてですが、この薬については現在市販されている薬ではございません。

アビガンにつきましては今、治験の段階でありまして、藤田医科大学病院及び国立国際医療研究センターが実施している臨床研究に参加することで支給される薬であります。当院もこの臨床研究に参加しておりまして、院内には6名分のストックを有しております。

次に、レムデシビルにつきましては、国の輸入量が少ないことから、国が購入しまして、必要量を医療機関に貸与するという形で支給されております。当院においては1名分のストックをしている状況になっております。

両薬剤についても、現在のストックを使用すると、必要量を国に要望することで追加の支給があるという仕組みになっております

○中村（吉宏）委員

国に要望ということでした。

その要望については、例えば患者が発生した時点ですぐ要望をすると、すぐに届けてくれるのか、あるいは時間を要するのか。その辺はいかがでしょう。

○（病院）事務課長

両方の薬も使用することによりやはり報告を上げることとなっておりますので、使用したということが確認できて、追加の支給ということになると思われまます。

○中村（吉宏）委員

あと、そのほかにいろいろな薬剤が、今治験中のものも含めてありますけれども、何か使用可能なものであったり、あるいは市立病院等で備蓄しているものは何かあるのですか。

○（病院）事務課長

そのほかにも何種類かあるのかは聞いてはいるのですが、当院の備蓄状況については確認しておりません、すみません。

○中村（吉宏）委員

ちなみに今、小樽市立病院に入院されている新型コロナウイルス感染症の患者はいらっしゃいますか。

○（病院）事務課長

現在は入院している患者はおりません。

○中村（吉宏）委員

今、少し落ち着いている状況だと思いますけれども、ただ、感染の第3波、第4波が来ないとも限らないと、そこを非常に今、いろいろ注意もされているところでありますので、そういったことが万が一発生した場合でも、しっかりと御対応いただけるように準備いただければと思います。

◎新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の対応について

次の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の対応という項目を挙げさせていただきました。今、入院患者がゼロ人ということですが、かつて少し感染拡大した際にも亡くなった方がいらっしゃって、その遺族が、お亡くなりになられてから火葬までの状況をどのように行っていくのかという議論があったわけでありまして、そのフローというか、亡くなられた方が葬斎場に運ばれて、火葬するまでの流れといたしますか、そういったものを示していただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

亡くなった方への対応についてでございますが、まず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、医療機関から保健所へ、亡くなった旨の届出を提出してもらいます。次に、医療機関から御遺族に対して、遺体からの感染を防ぐために非透過性納体袋を使用する旨説明していただいて、その後、非透過性納体袋に収納いたします。その後、医療機関から葬儀会社へ新型コロナウイルス感染症で亡くなった旨の情報提供をいた

します。そして、葬儀会社と葬斎場で火葬日時について調整を行って火葬をすることになります。火葬したお骨につきましては、葬斎場が今度は遺族へ引き渡すというような形で一応フロー化をしまして作ってはおります。

○中村（吉宏）委員

そういうざっくりとしたフローがあるのは私も確認していますが、ただ幾つか細かい点が問題になってまいります。といいますのが、例えば病院で亡くなられた方を納体袋にお納めをする。その後に、棺にお納めしなければならない。では、その棺に誰が手をかけて棺の中にお入れするのか。そして、納棺等の処理、それから、病院からの運び出し、こういったことについて感染の心配がないのか。特に関わる方は葬儀会社、民間の方であります。

こういう細かなところも含めた対策といいますか、この辺はどうなのでしょう、できていますか。

○（保健所）生活衛生課長

一応、非透過性納体袋に入れることで、厚生労働省のQ&Aでは、特にそれ以上の感染予防対策は必要ないということを言っておりますので、我々としましては、感染の可能性というのは少ないというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

そのような厚生労働省からの指示があると。今、感染の可能性は少ないという話がありました。こと民間の企業が間に関わります。もし少ないにしても、万が一の感染の状況が発生しましたら、業務停止をしなければならないような状況が発生すると思います。

他都市、例えば札幌市、千歳市も納棺までの細かな手順をきちんと作っているということですが、そういった他都市の状況を踏まえて、本市ではそういった対応をしないのかどうか伺いたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

今後の対応につきましては、今、委員からの御指摘にもありましており、小樽市立病院、小樽市葬斎場、小樽市保健所において協議をしまして、また追加する項目があれば追加していきたいという形で考えております。

○中村（吉宏）委員

その打合せの中に事業者たちは入らないのですか。

○（保健所）生活衛生課長

事業者の方に入っていただくかどうかは、またその辺は検討していきたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

検討されるということでありました。

もう一つ、亡くなられた方は、いろいろと書類上の問題があります。死亡診断書を受けて、死亡届を提出しなければならない。そして、火葬、埋葬の証明書を頂かなければならないと。こういう処理にも間に誰が挟まるのかということになってまいります。特に葬儀会社の方が、御遺族の方とその辺の確認、やり取りをされる際に、もし御遺族の方が感染のおそれがある、あるいは濃厚接触者である場合というのは発生する可能性はあると思うのですが、そういった方たちに対処する場合、事業者たちにこうなさいというような基準があるのかどうか、そのあたりのお考えを示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

戸籍住民課といたしましては、市へ死亡届を提出する場合、提出する方はどなたでもよいと。親族の方でもよろしいですし、親族以外の方でも、葬儀会社の方が持ってくることも実際はあるというふうに認識しております。

この部分で、私どもとしては、どういう方でなければならないという法的な縛りが実際ないものですから、届けを出す前の段階で、今、保健所でフローを作るというお話でしたので、もしそこで書類提出のフローの部分についても記載していただければありがたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

今、提出は誰でもいいのだというお話がありましたけれども、署名、押印等も必要になってくるかと思いますが、

そういったものも含めて、誰にお願いしてもいいということなのでしょう。

○(生活環境) 戸籍住民課長

死亡届の届出につきまして、届出人が記載する場所がございますので、そこにつきましては同居親族、同居していない親族、同居、家主など縛りはございます。

○中村(吉宏) 委員

そうすると、例えば濃厚接触者である御遺族しかいないという場合には、その書類のやり取りをする場面で、民間の葬儀会社と、その濃厚接触者との接点がある可能性もあるわけではないですか。

もう1点ここで問題なのは、濃厚接触をしたかどうか、あるいは感染のおそれがあるのかどうかという情報は、市役所から事業者に渡してくれるのかどうか、そのあたりをお示してください。

○(保健所) 次長

濃厚接触者の情報について、直接その事業者にという話にはならないかと思いますが、濃厚接触者の可能性のある御本人には、保健所から当然お話が行って、行動制限等がかかることになるかと思っておりますので、その濃厚接触者が自由に動くというような状況にはならないかというふうには思っております。

○中村(吉宏) 委員

それでは、その濃厚接触者の方が署名、押印したものというのは、誰が受け取って提出すればよろしいのでしょうか。

○(保健所) 次長

その辺のところにつきましては、葬儀会社と、関係する親族の方々と御相談していただくような形になるかというふうには思っております。

○中村(吉宏) 委員

もう一つ細かいことですが、懸念なのですけれども、その際に葬儀会社が、御遺族の誰が濃厚接触者であるのかという情報を知る必要がどうしてもあると思うのです。その情報というのはどこから伝えられるようになるのかを示してください。

○(保健所) 次長

濃厚接触者が誰であるかという情報の把握ということになりますと、そのあたりにつきましては、濃厚接触者である御家族の方から、葬儀会社にきちんとお伝えいただくというのが流れになるかというふうには思っております。

○中村(吉宏) 委員

では、その御家族へは市役所、保健所、あるいは病院から、きちんと葬儀会社に濃厚接触者である旨をお伝えしてくださいというような指導あるいは指示はあるのでしょうか。

○(保健所) 次長

その話については、保健所から当然濃厚接触者である方について、関係者に御連絡いただくよう指導をしていくことになるかと思っております。

○中村(吉宏) 委員

少しお話が戻りまして、亡くなられた方の御遺体の運び出しになります。納体袋にお入れして、棺は葬儀会社にお問い合わせです。その際に、最大限配慮しなければならないのは、葬儀会社の方が絶対感染してはいけないということ。その際に何か病院あるいは保健所から、こういう装備で臨んでくださいというような御指導はあるのでしょうか。

○(保健所) 次長

先ほど少しお話もありましたが、厚生労働省からもQ&Aの中で、非透過性納体袋に収容し、納体袋の表

面を消毒した後については、特段の感染防御の対策は必要ないというようなQ&Aもありますので、特に厳重な防御をする必要はなく、マスク、手袋等、簡易な感染予防対策で済むかというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

先ほど少し他都市のお話をしましたけれども、他都市は、先ほど申し上げたように病院が納棺までしっかりやっ
て対応されると。その目張りの部分は葬儀社がやる。そこまで細かくマニュアルを作っているのです。

それを他都市と比べると、厚生労働省がこういうQ&Aを出しているから後はお願いしますというような対応だ
と思うのですが、事業者としては安心して対応できますということにはならないのではと思います。そのあ
たりを含めて、本市として何かもう少し検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（保健所）次長

繰り返しになりますけれども、厚生労働省のQ&Aにあるとおりの対策を取るということが、まずは前提になる
かと思いますが、こうした対策をとることによりまして感染の危険性がなくなるということで記載もあるところ
です。保健所として何か業者に御指導するというようなことにはならないかというふうには思っておりますので、
現在、小樽市で対応している対応でやっていただくことになるかというふうには思っております。

○中村（吉宏）委員

それ以上しないと。

その後、納棺、そして棺に蓋をされる際も、葬儀社が対応するという認識でよろしいのですか。

○（保健所）次長

現在、そういった対応でされているというふうにお聞きしておりますので、今後についてもそこは変える必要が
ないかというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

他都市で対応されている状況から見ると、事業者は随分不安だと思うのです。それでいいのかという場面があり
ます。

それともう1点、病院から葬斎場に直接御遺体、棺をお運びするという流れかと思いますが、その際に、
例えば葬斎場が閉まっている時間帯等についての対応はどのようにするのかお示してください。

○（生活環境）葬斎場長

御遺体はできるだけ置いておかないということがよろしいかと思いますが、友引等でお休みのときには、その
状況を見て判断させていただきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

例えば、では夜間に亡くなられた場合、病院で遺体の一定の処置が終わりましたというような状況の場合はどう
するのでしょうか。

○（病院）事務部次長

夜中にお亡くなりになった御遺体につきましては、非透過性納体袋に病院の職員が納めまして、朝まで病院で安
置していくことになると思っております。

○中村（吉宏）委員

そのほか葬斎場に運び込まれた御遺体、火葬された後に納骨になられますけれども、そのお骨についての搬送等
については何かフローがあるのかお示してください。

○（生活環境）葬斎場長

お骨のお引渡しにつきましては、葬斎場の入り口を入りまして、告別ホールというところがあるのですが、そこ
で御遺族の方に、葬儀会社を通してではなくて、葬斎場から直接といいますか、台に置きまして、御遺族の方に受
け取っていただくというような形にしたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

そういう流れということで見分りました。

今、いろいろとお伺いをしました。御答弁に少し間があった部分もあると思いますけれども、こういうところを細かく詰めたフローというか、マニュアルをつくってくださいと、以前も1回議会の場ではないのですが要望したことがあるのですが、病院で亡くなられたところからお骨を御返納される場所までのしっかりとしたフローというのはきちんと具体的に書いておく必要があると思うのですが、この辺についていかがですか。

○（保健所）生活衛生課長

今、御指摘がありましたとおり、このフローについては今も一部はあるのですが、今お問合せのあったことに関して、関係機関で協議しまして、またさらに追加をしていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

関係機関で協議してということですが、市役所内で本当にしっかりと御対応いただきたいと思います。民間の事業者が関係する場面が出てきます。保健所や医療機関は、皆さん専門家ですから、しっかり情報もあるでしょうし、こうするというのはあるのでしょうかけれども、民間の方が関わるシーンではしっかり御対応いただきたいと思いません。

◎特別定額給付金について

次の質問をさせていただきます。

特別定額給付金についてであります。特別定額給付金の手続についてのスケジュール的なところですが、まず、国会の議決が4月20日にありました。その後、小樽市で、市民の皆さんに特別定額給付金の給付手続に関するお知らせをした日にちですとか、あと申請の受付開始。それから途中で、オンライン申請と、ダウンロード申請での受付ができるようになりましたけれども、この辺のスケジュール感を含めて少し御説明いただけますか。

○特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

オンライン申請及びダウンロード申請のスケジュール感ですが、まず、その申請事業を進めるためには、国から示された申請書等の見直しや印刷。次に、二重払い防止のためのシステムの導入。そして、給付にかかる費用の資金繰り等のための補助申請というのを整理しながら進めていく必要があると考えました。

国から示された申請書の標準様式は文字が小さく、記載内容も変更が必要な部分がありました。さらにシステムの導入も5月13日の正式導入に向けて、プレテストを実施したのは連休明けからになりました。加えて、資金繰りに関しましては、後志総合振興局から、必要な給付額の大部分を申請しても概算払いで振込は可能だという情報を入手したのは連休明けの5月8日からになっております。

以上のことから、給付に関する大まかなめどが立ちましたのは連休明けからでありますので、オンライン申請の受付を5月12日に、ダウンロード申請の受付は5月13日に開始したところであります。

○中村（吉宏）委員

そして、郵送による申請の受付はいつからだったのですか。

○特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

申請書の発送は5月22日、受付は5月25日からというところまで進めてきたところであります。

○中村（吉宏）委員

市民の方から、この5月25日の申請受け付けから給付の決定が来るまでに非常にスピード感があって早かったと、ありがとうという声を頂いておりますので、それは、本当に汗を流された皆さんに私からもお伝えをさせていただきたいと思っております。本当によくやっていただいたと思うのです。

ただ一部、5月12日のオンライン申請、それから5月13日のダウンロード申請ができますよというところで、これについての御案内というのが、ホームページでゴールデンウィーク中に何か出ていたようではありますが、そこ

を見て、5月下旬まで給付してもらえないのかという市民の方が結構声を上げていたと思うのですが、これはもう少し早くできなかったのかという思いがあるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

御指摘のありましたとおり、オンライン申請の受付は5月12日、ダウンロード申請が13日ということでアナウンスを事前にとということだったのですけれども、まず、先ほど申しましたとおり、支払いを始めるまでには整理しなければならないところが何点かあり、そこをまず整理していたという部分。それと、申請書の発送、受付から給付までに時間を要しますので、まずは広報も含めて、少し言い方は悪いです、見切り発車的にして事業を進めてもよかったのではないかとこの考えも当然ありましたけれども、何か間違いが起きたら、結局、給付に時間がかかるということもありましたし、事業規模も全世帯で多額になるということもありましたので、本市としましては、事業を整理しながら進めることが、かえって結局は早い給付につながると考えて事業を実施したところであります。

○中村（吉宏）委員

給付漏れがあったり、二重給付があったりということは避けなければならない、正確さを担保してということだと理解しました。

もう一つ、申請書類について、受け取りませんというチェックリストがあって、それで国内で随分混乱したということでしたけれども、本市の申請書にはそれがなかったと思うのですが、この辺は何か工夫があったのでしょうか。

○特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

国から示されました標準様式では、受給をしない方は氏名の横にチェックをするようになっておりました。事前にそういう申請書を審査する中、私ども担当職員の話合いで、これは実際に分かりにくいので、受給を希望しない方は、氏名を二重線で消すように変更したほうがよいのではないかとこの話が生まれ、変更したところです。

また、それに併せて国の標準様式ですけれども、文字が小さくて見づらかったり、代理申請に関する委任欄など、あまり使用しないものも表面に書いてあったという部分がありましたので、それも含めて使用しないものについては裏面に移すなどして、文字を大きくして見やすいように整理し、それから発送したというところで、最初の御質問に戻りますが、そこで時間を要したというところもありますので、確実に事業を進めてきたというところがございます。

○中村（吉宏）委員

市民の皆さんに混乱がないように御配慮を頂いたということだと思います。

非常に取組もしっかりしていただいたのは理解できましたが、ただ、ブラックアウトのときもそうでした。緊急事態、市民の皆様は、何よりもとにかく正確な情報をいち早く欲しいと。不安が大きいわけでありますので、こうした情報伝達のスピードも今後は注力いただければと思います。

◎新型コロナウイルス感染症に伴うスポーツ大会等の実施基準について

次の質問に移らせていただきます。

スポーツ大会等の実施基準についてということで項目を挙げさせてもらいました。

今ちょうど夏のシーズンで、野球やサッカー、室内でのスポーツもそうですけれども、いろいろなスポーツの大会が行われると。ただし、新型コロナウイルス感染症対策について、今、北海道では新北海道スタイルが示されておりますが、このスタイルは必ずしもスポーツ競技には当てはまらないと思います。こうした観点から、スポーツ大会を開催していくに当たっての基準だとか、そういったものがなかなか見当たらないと、実施団体に任せきりになっているという声も上がっている中で、本市としてどのように考え、どういう対応をしていくのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

令和2年5月14日に、公益財団法人日本スポーツ協会と公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の連名で、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドラインが発出されまして、これを基に各地方競技団体が協議特性に応じたガイドラインを作成しており、それぞれ活動レベルや活動範囲、大会開催の配慮事項などを定めているところ です。

この競技別のガイドラインにおいて、スポーツイベントや大会の開催は、開催地の都道府県の方針に従うことが前提となっているところですが、6月19日に北海道知事から、「新型コロナウイルス感染症対策に関する段階的緩和のステップ2への移行に当たっての留意事項について（通知）」というものが発出され、屋内イベント、屋外イベント共に1,000人以下ということで要件が緩和されております。適切な感染対策を行う準備が整ったものから順次、スポーツイベントや大会の開催は可能になったところであります。

したがって、各競技団体の定めるガイドラインに基づき、主催者が感染防止対策を行えるかどうか、スポーツイベントや大会の開催の可否を判断する基準となる、競技ごとに感染防止対策の内容も異なる部分も含めまして、詳細なガイドラインがありますものから、本市としては実施基準を設けることは考えていないというところでございます。

○中村（吉宏）委員

分かりました。ガイドラインが示されているということですがけれども、やはり競技ごとに特性が違う、それも先ほどおっしゃっていました。

例えば野球でいけば、ピッチャーが投げた球をバッターが打ちましたと。6・4・3のダブルプレーになった場合、ピッチャーが触り、ショートが触り、セカンドが触り、ファーストが触り、同じ球を4人が触ることになるのです。どんなに消毒したとしても、こういう接触が出てくるのかと。これをやるなどということは難しいのですけれども、ボールの消毒や、ベンチをどういうふうにするなど、具体的なものがやはりガイドラインはそこまで示してくれているのかと思うのですが、こういうところを少し踏まえた上で、もう一歩何か市内で大会を開く際には、こうしたほうがいいですよというような指標はないのか、少し御意見を頂ければと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

大会の開催に当たっては、あらかじめ施設利用の予約があるものですから、その際に各競技団体が定めるガイドラインをお示しし、移動中の感染対策であったり、大会開催時の感染対策などを徹底することを主催者側に確認しているというところでございます。こうしたガイドラインは、基本的には周知されているものと考えておりますけれども、もし分からないということであれば、私どもで御相談には対応してまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

生涯スポーツ課でそういう疑問点があれば対応していただけるということで了承しました。市民の方も安心だと思います。

◎新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援対策について

続いて、経済支援対策のお話です。

これは、明日の経済常任委員会でもしっかりと質問させていただくのですが、一つには新北海道スタイルが実施されました。でも、例えば各店舗がどのような施設を造ればいいのかというのが具体的になかなか見えないところだと思います。また、補助の状況も非常に希薄で、今、小樽商工会議所はこの支援をしているというふうに認識していますが、北海道や市として何か対策をしていかないのか伺いたいです。いかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みますと、新型コロナウイルス感染症との共存といったものを考えていかなければなりませんので、今回、この北海道スタイルの実践による感染拡大防止対策と経済の両立を図って日常を取り戻していくといったことが必要だというふうに考えておりますので、必要な支援については今後検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

◎市民の楽しみの喪失について及び住みたいまちに関する小樽の課題について

あと2項目、まとめて質問をさせていただきます。

市民の楽しみの喪失と今後の考え方についてということで、おたる潮まつりを代表とし、イベントがほとんどなくなりました。これも議会議論で挙がりましたが、この状況下でまだ中止の判断がされていないイベントがあると思います。こういったものを生かしながら、今、楽しみがなくなった市民の皆さんにイベント等のことを対応していただきたい。

今後行われるイベントとして市が今把握しているものが何件あるのか。それに対して、しっかりと何か支援というか、いろいろと相談に乗って、新型コロナウイルス感染者対策等も含めた御対応を頂きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

そして、もう1項目として、住みたい街ランキングというものが生活ガイドドットコムというところから示されております。これは、小樽市は今まで圏外でしたが、全国で84位、北海道は何と第3位なのです。こういうよい状況が生まれました。本当はここを少し議論したかったのですが、住みたいまちということでいろいろとデータを見ていきますと、小樽の婚姻件数と婚姻率が低いということを発見しました。これは、本当はもう少しデータを挙げながら今日議論をしたかったのですが、富山県滑川市では、婚姻率が高くなっていて、ここでは大人の部活動という出会いの場を創設する場を設けております。こういった取組がやはり小樽にとっても必要なのではないかと。

少子化の問題ばかりクローズアップされますけれども、婚姻率を上げていって、若い人たちの出会いの場があり、そして、子供を産み、子育てをするという状況をどう作っていくのかと。その出会いの場に1点今回着目をしていたのですが、この出会いの場の創出ということについて伺いたいと思います。少し雑駁な質問になりましたが、答弁をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

私からは、イベントの関係についてお答えさせていただきたいと思います。

市内で軒並みイベントが中止になっておりますが、今後、まだ中止になっていないイベントということでありませうけれども、現在、天狗山の夜景の日ですとか、ワインカーニバルといったイベントはまだ中止になっていないと。それから、先般発表されましたが、来年2月に開催を予定している小樽雪あかりの路につきましては、開催を目指して準備を進めていくという考えであります。

緊急事態宣言が解除されていまして、今後のイベントの実施につきましては、感染拡大が広がらなければ、開催の制限を段階的に緩和していくという北海道の通知もありますので、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が収束していくということが大前提ではありますけれども、市としてもそういった状況を見ながら、イベントの開催については積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○（総務）企画政策室木島主幹

滑川市の関係で、婚姻率や出会いの関係ということでございましたけれども、まず、男女の出会いがないとその先に進まないというところで、そういった場をつくってはどうかという御質問かと思っております。出会いというと、趣味のサークルですとか、既存のところは当然あるとは思いますが、この大人の部活動がどのような取組をされているのか、はつきり分かりませんので、まずは確認をさせていただければと思います。

それと以前、大学生に結婚に関するアンケートというものを取ったことがあるのですが、その場合、安定した雇用の確保というところが大きかったというところもあります。そのため、結婚支援に関する取組として、そういう場も当然必要な部分はあるとは思いますが、どういったことを小樽市でやっていけばよろしいのかというところは当然考えていかなければならず、研究していきたいと考えておりますけれども、結婚につながるとなると個人の自由意思のところがありますので、当然行政が強制するような、そういうイメージは持たれないように、あくまで希望するという方をサポートするという、実際にやるときにはそういった観点に注意しながらやる必要があるのではないかと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎町会等が管理する集会所での感染拡大予防について

まず、町会等が管理する集会所での感染拡大予防について伺います。

市内でも各種施設が感染症対策を講じながら再開しています。各種施設がどういった対策を行っているのか、それぞれ伺いたいのですけれども、全ての施設の対策を聞く時間がありませんから、いなきたコミュニティセンターに限って、どのような対策を行っているのかお伺いいたします。

○（生活環境）小山主幹

いなきたコミュニティセンターの感染対策ということでお答えいたします。

入館者には、マスクの着用や3密にならないような会場での机や椅子等の配置、人と人との接触感染の防止対策、定期的な換気など。また、個々で手洗いや手指の消毒、部屋を利用する際の室内の消毒等もお願いし、このような利用の注意について館内にお知らせを掲示したり、利用者に配布するなどの周知もしております。また、施設職員の日々の健康チェックの実施など、健康管理にも取り組んでおります。

○酒井委員

言ってみれば、これは新北海道スタイルに沿っている、そういった理解でよろしいでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

はい。そのとおりでございます。

○酒井委員

それでは、町会等が管理する集会所、いわゆる町内会館ではどうかということでもあります。会館によっては貸館、貸室をどうするか悩んでいるところもあると聞いております。このため、利用者全員の名前と住所、それから利用目的を管理人に提出することを条件にしているところもあります。

管理人が個人情報を管理するということは、個人情報保護の観点からもいささかやり過ぎではないかと感じています。なぜならば、各種相談をしたことなど、知られたくない情報もあるからであります。私は、いなきたコミュニティセンターのような周知方法がよいのではないかと考えています。こうしたことを町会等にアドバイスしてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

委員からお話がありましたとおり、市や総連合町会に対して、町会から今後の活動や町内会館の運営に当たりま

して、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念や不安などがあるということもお聞きしております。それで、町会の不安等に対しまして、先ほどお話のありました「新北海道スタイル」安心宣言や、5月21日付け北海道の「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」なども参考にしながら、いなきたコミュニティセンターのお知らせをベースに、町会活動や町会館の利用におきまして、留意点をまとめておりますので、こちらが出来上がり次第、各町会長に周知したいというふうに考えております。

また、個人情報の関係ですけれども、町会としては、新型コロナウイルスに感染した方が町内会館を利用していたことが判明した場合に、市保健所が他の利用者の体調を調査する際、利用者の氏名や連絡先の把握が必要ですので、町会としては、会館を利用する代表者に、当日の参加者名簿を一定期間保管していただいて、個人情報保護の点からも、その取扱いについても十分気をつけるように、市からもお伝えしていきたいというふうに思っております。

○酒井委員

◎マイナンバー制度について

議案第3号令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算に関連して、第1回定例会に引き続き、マイナンバー制度について伺います。

普及が進まないマイナンバーカードでありますけれども、国でどのように利用拡大策が取られようとしているのか、お示してください。

○（総務）情報システム課長

国の、マイナンバーカードの利用拡大策についてですけれども、マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、プレミアムがつくマイナポイント事業というものを令和2年9月から令和3年3月まで実施予定でございます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるような準備を国で進めていっているところでございます。そのほかには、マイナンバーと預貯金口座のひもづけの義務化に向けた議論が本格化されていくところでございます。

○酒井委員

幾つか出されましたけれども、皮肉なことに、策を取れば取るほど矛盾が広がって、問題点が明らかになっております。

そこでお伺いしたいのが、特別定額給付金のオンライン申請についてでありますけれども、どのように行われたのかお示してください。

○特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

特別定額給付金のオンライン申請の申請から給付までの流れについて、まず御説明いたしますけれども、オンライン申請は5月12日から申請受付を開始したところですが、まず、申請書の受付については、初めに、データで送付された申請書を打ち出し、次に、住民基本台帳の情報と申請時に添付されている振込口座の情報2種類も印刷して、それぞれチェックすることが必要です。申請書に不備があった場合については、修正事項を記載した文書を送付して直していただくというところは郵送申請と同様であります。

○酒井委員

間違いなく行われたことについては目の前で聞こえていたのでよく分かります。ただ、オンライン申請のほうが職員の手間は増えたというふうに思います。

このマイナンバー制度は、役に立たないだけではなくて、実際に混乱を招き、情報漏えいのリスクもさらに広がるという問題だらけだと私は思っています。このマイナンバー制度そのものをやめるべきだと主張して、私の質問は終わります。

○川畑委員

◎塩谷地区の太陽光発電所について

まず、塩谷地区の太陽光発電所の建設についてであります。

6月20日に発電所の建設事業者と地域住民との話し合いが行われました。休日にもかかわらず、財政部、生活環境部に参加していただきました。お疲れさまでした。

事業者からは3名が出席して話し合いが行われたわけでありますけれども、塩谷・桃内連合町会、塩谷太陽光発電所問題を考える会は、太陽光発電所の建設をめぐって同意したわけではなく、反対を貫いております。

しかし、現状は、太陽光パネル集電箱、パワーコンディショナー、変圧器のキュービクルなどの建設がされて、今月25日から運用を開始する段階という報告を受けています。その状況の下で、塩谷・桃内連合町会と塩谷太陽光発電所問題を考える会は、地域住民の安心・安全を願って、その補償を求め、建設事業者であるACAクリーンエナジー株式会社に要望書を提出しております。建設を認める条件ではありません。

市として参加され、話し合いの雰囲気、そして、要望書に対してどのような印象をお持ちなのか、聞かせてください。

○（生活環境）環境課長

市として要望書に対してどのような印象を持っているのかという御質問にお答えしたいと思いますが、既に建設が進んでいる中におきまして、住民の皆さんは複雑な思いを抱えながら、安心・安全を確保するため、要望書が出されたものと考えております。

○川畑委員

事業者は、ここで約束はできないので本社で協議した上で回答するという話でした。塩谷・桃内連合町会と塩谷太陽光発電所問題を考える会の要望は、雪や雑草対策、パネルの損傷事故対策、転売する場合の施設管理の責任の引継ぎ、施設の整備・点検・管理、そして、反射光や電磁波障害など地域住民の健康障害、自然災害などに対する補償など、今後も起こり得る問題であります。この要望内容は相当遠慮した内容で、私は、事業者が最低限保証すべき内容ではないかと受け止めております。

そこで、市として、具体的な要望内容を御覧になって、どこか違和感を持ったところなどがありましたらお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

要望書の内容につきましては、住民の皆さんが一つ一つよく考えて挙げられたものという認識をしております。事業者にはできる限りこれに答えていただきたいというふうに考えております。

○川畑委員

話し合いをされている中で、市道の側溝や雑草などの処理を求められたわけでありますけれども、例えばACAクリーンエナジー株式会社が購入した土地については、事業者の責任で行うのは当然であります。市道に関して、市に処理してもらえるのかどうか、その辺について確認させてください。

○（生活環境）環境課長

敷地内につきましては、今、委員のおっしゃったとおり、事業者が責任を持って対応をすべきものと認識しておりますが、敷地外で市道ということでありましたら、これにつきましては建設部へ情報提供しまして、必要性についてはそこで検討されるものというふうに考えております。

○川畑委員

少し確認ですが、それは建設部に任せるといことですか。生活環境部でその責任をきちんと明確にしたいと思うのですが、どうですか。

○（生活環境）環境課長

当然、生活環境部としても、そちらの施設の今後の運営につきましては関わっていきたくて思っておりますし、必要な情報を建設部に情報提供して、情報提供をしたからそれでおしまいということではなくて、結果まで見届けたいというふうに考えております。

○川畑委員

その場に私もいたのですが、雑草だとか除雪の関係で、市にも業者紹介などを求められたというふうに受け止めました。そのときに、参加された方はうなずいていたように見えたのですけれども、そういうような対処が可能なのですか。

○（生活環境）環境課長

例えば、敷地内の雑草処理、それから除雪業者の紹介ということですが、これは、事業者から求めがありましたら、可能な範囲で対応を考えたいというふうに思っております。

○川畑委員

塩谷・桃内連合町会と塩谷太陽光発電所問題を考える会は、最終的に要望事項を約束事として事業者と文書での契約を求めています。

市長は、市民の安全を守る立場でも、これまでの計画もあるわけですから、安全性の実現と、その後の点検・管理に全面的に協力してもらって約束をしていただければいいのでしょうか。市長にお答えいただきたいと思うのですが。

○生活環境部長

今、住民から出された要望書の関係でいろいろ御質問がございましたけれども、今回出された要望書につきましては、今後、事業者と協議して細部を詰められることとさせていただきます。

その内容につきましては、基本的には事業者が責任を持って履行していくべきものと思っておりますが、住民の皆さんから履行されていないといった訴え、お話がございましたら、私どもといたしましても、住民の間に立ちまして、事業者に対して履行するよう働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。

○川畑委員

それでは、ぜひ約束を守っていただくようお願いしたいと思います。

◎塩谷児童センターの塩谷小学校への移転について

それでは、質問を変えます。

本来であれば、公共施設の再編に関する調査特別委員会で何うところですが、塩谷の施設について、パブリックコメントでの市の捉え方に違和感を私も感じた点があるのです。それで、あえて今回の質問に取り上げました。そういうわけなので了解していただきたいと思っております。

それは、塩谷児童センターの塩谷小学校への移転についての問題です。本市にある児童館と児童センターの違い、そして、放課後児童クラブの児童と児童センターに通う児童について、説明していただけますか。

○（福祉）こども育成課長

初めに、本市にある児童館と児童センターの違いについてですが、本市には塩谷児童センター、いなきた児童館、とみおか児童館の三つの児童館があります。三つとも児童福祉法に基づく児童厚生施設としての児童館であります。平成2年の厚生事務次官通知により、児童館は小型児童館、児童センター、大型児童館、その他の児童館の四つに種別されております。塩谷児童センターは児童センター、いなきた児童館ととみおか児童館は小型児童館という位置づけとなります。

小型児童館と児童センターの違いにつきましては、小型児童館は、小さな地域の児童を対象として、集会所、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備など、一定の要件を具備した児童館であり、建物の広さは原則217.6平方メートル以上、相談室等を設けない場合は185.12平方メートル以上として差し支えないとされております。児童セン

ターは、小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館とされ、建物の広さは、原則 336.6 平方メートル以上、相談室等を設けない場合は 297 平方メートル以上として差し支えないとされております。

次に、放課後児童クラブの児童と児童センターに通う児童についてですが、放課後児童クラブは、小学校や養護学校の小学部に在籍する児童で、保護者等が家を留守にしているなど、昼間に看護を受けることができないことを常態とする子供が利用されております。児童館は、18 歳未満の全ての子供を対象とし、児童センターは、特に運動不足、運動嫌いなど、そういった体力面、そういった幼児・学童を対象としております。

塩谷児童センターは小学生の利用が中心となりますが、就学前の児童、中学生、高校生、あとは、事前承認により一般の方の利用もございます。

○川畑委員

今、きめ細かに説明していただきました。私の知りたかったところは、小樽の児童クラブの場合、小学校に就学している子供を対象にして、定員が 30 名、料金を取ってやっている。そして、児童センターについては 18 歳未満の全ての子供を対象にしていると、その違いが明らかだというふうに思います。

それでお伺いしたいのですが、塩谷小学校に移転することで、児童センターから児童館に変更するという考えを持っておられるのでしょうか。

○（財政）中津川主幹

ただいま、児童センターと児童館が、面積要件などによって違いが出てくるというお話がございました。

移転に当たりましては、実際に塩谷小学校の空き教室などを使わせてもらうこととなります。というのは、これは、教育委員会と、使わせていただける部屋などの話し合いをさせていただいて、調整をしていかなければならないということもございまして、今のところは児童センターとなるのか、児童館となるのかということは明言できません。というのは、再編計画上では、今のところ塩谷児童センターの機能を塩谷小学校に移転するということしか記載しておらず、具体的な表示はしていないということでございます。

○川畑委員

児童クラブの児童は、授業終了後、放課後児童クラブに参加することができると思うのです。ですから、市が言う、児童の安全性が確保されるということではできると思うのです。ただ、児童センターを利用する児童はどのような扱いになるのか、その辺が明確ではないのですが、その辺についてはどういうふうになりますか。

○（財政）中津川主幹

児童センターを利用する児童は 18 歳未満の子供で、塩谷小学校の子供だけではなく、塩谷児童センターの機能を実際に移転させるという計画でございますことから、これまでどおり、移っても、こういった方々が利用できるような形には当然したいというふうには考えてございます。

○川畑委員

我が党の丸山議員への答弁では、塩谷児童センターが塩谷小学校に移転することによってこれまでどう変わるのかという点で明確な回答がなかったと私は受け止めていました。そこが明確にならなければ、塩谷児童センター利用の保護者だとか、地域の人たちは納得できないと思うのです。

その点で何点か確認させてもらいたいのですけれども、児童センター利用の 18 歳未満の児童は、小学校に自由に出入りできるのかどうか。

そして、市長が、遊戯室で行ってきたことが可能な限り行われるように、教育委員会と調整を図りたいと答弁していますけれども、今、遊戯室にあるトランポリン、一輪車、竹馬など、遊戯室の道具を自由に使うことができるのかどうか。

そして、3 点目に、体育館などを利用した場合の責任者という部分も課題になるのではないかとと思うのですが、

誰が責任者になるのか。

そして、4点目に、塩谷児童センターでは多くの年間行事を開催していると私は報告を受けています。小学校移転後、同じようにできるのかどうか。この4点についてお示してください。

○（財政）中津川主幹

1点目は18歳未満の児童は自由に入出入りできますかという御質問だったと思うのですが、まず、塩谷児童センターの使用部分につきましては、一般の教室と区画をさせていただきまして、塩谷児童センター利用者の専用出入口を設けることを考えてございますので、そこから出入りしていただくことになろうかと考えてございます。

それから2点目、トランポリン、一輪車、竹馬など、遊戯室の道具を自由に使用できるかということでございますけれども、遊戯室の道具の使用はできるように当然考えてございます。教育委員会や福祉部とは、道具を使うに当たっての具体的な詰めというのがこれからになってございまして、今後、調整してまいりたいとは考えておりますけれども、例えばトランポリンなどはある程度、天井の高さが必要になってきます。また、小学校の体育館を利用しなければできないものだと思います。あと、物によっては、竹馬などは体育館以外の教室でも可能だと考えますけれども、屋内運動によって、体育館や教室を使い分けていただくということが必要になってくるということは私どもは考えてございます。

また、道具につきましても、現在ある塩谷児童センターの遊戯室に道具を置いた状態になっているというふうに聞いてございますけれども、今度塩谷小学校に移転した場合には、体育館にそういった道具を置きっ放しということとはできなくなりますので、当然置場についても検討していかなければならないというふうに考えてございます。

それから、3点目になります。体育館などを利用した場合の責任者も課題になるのではないかとこの部分ですけれども、基本的には、児童センターには児童を見守る職員がいると思いますので、小学校の体育館を使用したとしても、実際にはこれまでどおりと同じ扱いになるかというふうに考えてございます。

それから最後に4点目。塩谷児童センターで多くの年間行事を開催しているということで、塩谷小学校に移転後も同じようにできるのかということでございますけれども、年間行事の中には、お化け屋敷などの地域住民の皆さんも一緒に参加して盛り上がる行事もあるというふうに、私どもは聞いてございます。

こうした行事というのは、小学校の体育館などで行うことはなかなか困難であると考えますので、塩谷児童センターの遊戯室が、移転した後になくなるわけではございませんので、遊戯室を使用させていただくことで今後も行事を絶やすことなく継続できないか、スケジュールの調整などを行って、例えば優先的に塩谷児童センターの行事を行うなどの工夫もできるのではないかとこのように私どもも考えてございまして、こうしたことも利用者や地域住民との話し合いといいますか、そういったものが少し必要になってくるかというふうに考えてございます。

○川畑委員

もう一つ、この塩谷児童センターは、小樽市内に1か所しかないのです。この塩谷児童センターは、私は非常によい環境の場所で、立地条件も良いと思っています。ですから、塩谷児童センターを大切に活用すべきではないのかと、そういうふうに思っているのですが、その点について一言返事をください。

○（財政）中津川主幹

塩谷地域の再編計画における考え方を改めてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、児童の安全対策ですとか、それから、塩谷サービスセンターの老朽化対策をいかに塩谷の地域住民の活動拠点や児童の活動を維持しながら実施していけるのかどうかというのがまず一つ課題であるというふうに私どもは考えてございます。

塩谷児童センターを塩谷小学校に移転させた後も、現在の塩谷児童センターの体育室や集会室などをなくすわけではなくて、広く住民の皆さんに活用していただくことも可能になるなどの利点もございまして、また、今後の調整にはなりますけれども、移転後のセンターの利用できる面積が、もしかするとこれまでよりも広く取れる可能性もございまして、そういった面では、さらに小学校との複合施設というのは小樽の場合は初めてですから、新た

な使い方の可能性というのも出てくるのではないかというふうに考えてございます。

○川畑委員

今の問題については、ここの議論だけで解決できると思っていませんので、改めてまた議論したいところです。

それで、塩谷サービスセンターを塩谷児童センターに移転する問題について質問したいと思うのです。

本会議の市長答弁で、塩谷サービスセンターを塩谷児童センターに移転するという御意見を多数頂いたと答えております。しかし、地域の方々には、塩谷児童センターを塩谷小学校に移転した場合の問題点などは知られていないというのが現状だと私は思っているのです。その辺の捉え方はどうですか。

○（財政）中津川主幹

昨年10月に市民意見交換会で、塩谷地域の主に町会の方が多かったかと思うのですが、お話を結構させていただきました。また、その後も、私も連合町会長ですとか、町会の方ともお話をする機会がございまして、いろいろとお話をさせていただいた中では、委員がおっしゃるその問題点を理解していないのではないかというような感じは、私どもは受け取ってはございません。そこら辺については、理解をされた上でそういったお話をされているのだというふうに私どもは受け止めております。

○川畑委員

本会議での市長答弁の中で、塩谷・桃内連合町会から要望書も出ていると、そういう返事がされているのです。しかし、要望書の趣旨は、子供の安全がまず第一にあったと思うのです。塩谷小学校の廃校を防ぎたいというのも、これは本音ではないかというふうに、私は根底にあるのだらうと、そういうふうに受け止めていました。

市は要望の真意を理解していないのではないかと思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思うのです。どうですか。

○（財政）中津川主幹

当然、子供の安全も第一ですし、それから、塩谷小学校の廃校を防ぎたいという意図も根底にはあると私どもは理解しております。意見交換会でもいろいろとお話を伺いましたときに、このような御意見も出ておりました。塩谷地域はもうここ数年、やはり公共施設がどんどん少なくなり、なくなっていくとか、あるいはコンビニエンスストアが撤退するですとか、非常に衰退が著しいということを町会の方は非常に危惧をしておりまして、やはりこういった要望書を出していただくというのは、塩谷地域住民のまちづくりの観点というのですか、そういった塩谷を活性化させていかなければならないという強い意思を、頂いたときに感じました。私どもも再編計画をつくり、進めていく中で、こういったことにはやはり応えていかなければならないというふうに私どもも思っておりまして、総合的に塩谷地区のことを考えたときに、子供の安全や老朽化対策など、そういったことを実施していく中で、やはりこういうことも改めて網羅した形で計画を進めていける方法というのが今の方向なのかというふうに私どもは考えて、この計画にさせていただきました。

○川畑委員

私も今、あえてなぜそういうふうに言ったかというのと、この要望書の一部を見ますと、子供たちの安心・安全のためにも賛成していると。そして、現在の塩谷児童センターの遊戯室そのものが塩谷小学校につくれるかどうか、その辺は疑問に思っていると。それから、塩谷小学校の廃校の声が聞かれる中で、塩谷小学校の存続の一助になればということを書いているのです。要するに、先ほどお答えいただいたように、塩谷では中学校が廃校となりました。そして、団地もどんどん空きが増えているという状況もある。そういうことからそういう意見が出ているのだということを理解してほしいのです。

それで、パブリックコメントの意見では、塩谷サービスセンターについての意見は12件ありました。移転すべきだという声はここには載っていないのです。地域住民の考えは残してほしいというのが声なのです。だから、移転が圧倒的という市の捉え方は無理があるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（財政）中津川主幹

確かに頂きました12件の中には、移転すべきという声はございませんでした。ただ、そういった声があったということは、やはり実際に移った後に、今までどおり使えるのかというような不安があるということの表れだというふうに私どもは捉えてございます。

ですから、これに対しては、今後も丁寧に関係者とは、使い方など、そういった部分についてお話をさせていただいて、そういった不安が払拭されるように、今後、対応もしていかなければならないというふうに考えてございます。

○川畑委員

小樽市は、施設の建物の移転を実現すれば、施設利用は後にでも何とでもなるのではないかと、そういうふうに捉えているのではないかと私は思うのです。サービスセンターは、支所の役割や地域の集会、選挙の投票所などで大切に使われているのです。地域的に国道と市道にも面しているし、立地条件に恵まれている場所なのです。だから、取壊しや売却などを優先するのではなくて、有効な利用方法を考えるべきではないかと私は思うのですが、その辺はどう捉えていますか。

○（財政）中津川主幹

ただいま委員がおっしゃいましたとおり、本市にとって有効な利用が行えるよう、跡利用につきましては、しっかりと庁内で議論をして、検討してまいりたいと考えてございます。

○川畑委員

最後に、私は、市は建物の移転だけを前提にした統合を考えていると。施設の利用の仕方など、問題は後回しにしているとしか受け止められませんとさっき言いました。なぜなら、最初の計画案を全く修正していないのです。本来もう少しパブリックコメントなどで意見が出たら、検討する余地があったはずだと思うのです。

地域住民としては、施設を移転した場合のような状況になるのか、そのことが子供だとか地域の住民のためになるのか、その辺が理解できていなければ納得できないと思うのです。もっとじっくり住民の意見、真意を吸い上げて判断すべきではないかと、そう思うのですが、市長の意見を聞かせてください。

○市長

今、川畑委員からいろいろ御意見を頂きましたけれども、最後のお尋ねの中で、建物の移転だけを前提にした統合というお話もございましたが、決してそういうことではなくて、今の塩谷サービスセンターであれば、耐震強度が不足していて危険だという一つの理由があるわけです。

それから、私も塩谷の住民の方にお話をお伺いしましたけれども、中にはやはり学校の中に放課後児童クラブ、あるいは児童センターがあるほうが安全だということでお話をされている方もいらっしゃって、一つの今回の計画のキーワードとして、いわゆる安全性というものがあるわけで、この計画自体に一定の合理性というのは私はあるのではないかとこのふうには思っているところでございます。

ただ、いろいろと御心配いただいている点、例えば先日、私と副市長も塩谷児童センターを見学してきましたけれども、やはり子供たちは遊技室を楽しみにしていらっしゃるということはよく分かりました。トランポリンや一輪車などがありました。こういったことがしっかりと塩谷小学校でできるかどうかということは、これからしっかりと教育委員会とも協議はしていきたいというふうに思っておりますし、本会議の中で答弁もさせていただきましたけれども、決して地域の皆さんの御意見をこれ以上聞かないということではございませんので、これからも地域の皆さんの御意見をお聞かせいただきながら、よりよい計画にしていきたいと、このように思っているところでございます。

○川畑委員

最後に一言言わせてください。

やはり再編計画案を最初から変えていないというのがどうしても引っかかるのです、私は。もっと意見を聞いた上で検討する必要があると、重ねてそのことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和2年度小樽市一般会計補正予算は可決、議案第3号令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算は否決の立場で討論を行います。

議案第1号です。

不急とも思える予算があり、マイナンバーに関連した予算もありますが、大部分が新型コロナウイルス感染症対策関連予算であり、賛成します。

議案第3号です。

マイナンバーカードの普及が進みません。利用拡大策を取れば取るほど矛盾が広がり、問題点が明らかになっています。問題だらけのマイナンバー制度そのものをやめるべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、山田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。